

# 働く高齢者の増加と高齢期の変容が示すもの

## —「高齢者の仕事と生活に関する実態調査」(総合社会福祉研究所) から—

浜岡 政好 (佛教大学名誉教授)

### はじめに—働く高齢者の増加をどうみるか

65歳以上の働く高齢者数は21年連続で前年を上回り2024年には946万人、労働力人口の13.6%を占めるまでに増加している。就業率も25.7%と高くなっている。(労働力調査) こうした働く高齢者の増加に対して政府は人口減少と高齢化のなかで「社会の活力維持や持続的な成長を実現する」ために不可欠であるとして肯定的に評価している。高齢者の就業増が「健康で意欲的な高年齢者が、良質な労働力として年齢にかかわりなく活躍」し、その結果「心身ともに豊かな暮らし」をもたらす「生涯現役社会」の実現を推進すると見ているからである。果たして働く高齢者の増加は社会にとっても高齢者個人にとっても望ましい状況なのであろうか。

政府はこの間一貫して年金、医療、介護などの社会保障制度の給付を抑制し、負担の増加を続けている。安倍内閣以降の「全世代型社会保障」の名で展開してきた政策は明らかに高齢層をターゲットにして、その社会保障給付の削減と負担増を推進している。こうした働かないと生活が維持できない政策が働く高齢者を増やしているのではないか。高齢者の就業が「社会の支え手」不足の解消に寄与しているとしても、それが高齢者の経験や能力発揮の機会となっているのであろうか。また高齢者の「心身ともに豊かな暮らし」の増大に結びついているのであろうか。

いずれにしても働く高齢者の増加を勤労者の高齢期の労働と生活のあり方という視点でその「働く」中身を検証する必要があると思われる。小稿はわれわれが2023年～2025年に実施した高齢者

の実態調査にもとづいて行われている高齢者の仕事と生活についての検証作業の一端であり、筆者の関心に引き寄せてまとめたものである。

### 1. この高齢者調査の成り立ちと調査結果の特徴

調査データの分析に先立って、この高齢者調査の成り立ちとそれがもたらしているデータの特徴について触れておきたい。本調査の直接の起点は2022年の全国高齢者大会の「高齢者の働き方と社会保障—全世代型社会保障政策と高齢者の就労」分科会における論議である。論議を通じて肝心の高齢労働の実態が不明確なままに、「生涯現役」社会実現の大義名分を掲げて、社会保障の縮減とセットで高齢労働の増加政策が進められていることに対して分科会に参加した諸団体や個人の多くが危機感をもった。それが今回の働く高齢者の調査へとつながったのである。

今回の調査主体は総合社会福祉研究所であるが、調査票の配布や回収など調査の実務の多くは調査の趣旨に賛同した日ごろ事業や運動を通して高齢者と関わっている団体・組織（全日本建設交通一般労働組合、全日本年金者組合、首都圏の土建一般労働組合、全国商工団体連合会、全国生活と健康を守る会連合会、全日本民主医療機関連合会、公益財団法人ソーシャルサービス協会等）によって行われた。調査の対象は65歳以上の高齢者であるが、高齢労働の実態解明を主眼としたためになるべく就業の高齢者比が高くなるようにサンプリングした。そのため有効サンプル数の仕事の有無別比率は就業高齢者77.0%、無業高齢者23.0%になった。

また就業の中身については、高齢期に増える自営業者など非雇用型の就業を把握するために、自営業者や職人型労働者を組織している全国商工団体連合会や土建一般労働組合などの協力を得た。他の就業高齢者や無業高齢者についても事業や運動を通じてつながりのある高齢者が調査対象になつておる、そのことが社会活動（生協、労働組合、その他社会的活動）の参加率の高さ（45.3%）などとして表れている。

## 2. 働く高齢者はどのような働き方をしているか

日本の高齢者の働き方については、政府統計（労働力調査）では男性の65～74歳では非正規雇用者の比率が最も高く、次いで自営業者、正規雇用者、役員となっている。女性の場合も傾向は同じであるが、非正規雇用者の比率が男性を大幅に上回っている。また75歳以上になると、男女とも自営業者が最多になり、非正規雇用者を上回っている。このように高齢期の働き方は自営業者型の働き方と非正規雇用者型の働き方に二分されている。その上で「前期高齢」期（65～74歳）では非正規雇用者型が多く、「後期高齢」期（75歳以上）になると自営業者型が多くなっている。（表1）

表1 性別・年齢別従業上の地位・雇用形態別就業者（%）

		高齢者計	65～74歳	75歳以上
男	自営業主・家族従業者	28.3	22.8	43.4
	役員	14.3	12.7	18.9
	正規の職員・従業員	16.2	18.7	8.4
	非正規の職員・従業員	40.2	45.1	27.3
	就業者計	100.0	100.0	100.0
女	自営業主・家族従業者	24.6	18.8	40.0
	役員	7.9	6.6	11.4
	正規の職員・従業員	11.0	11.2	10.5
	非正規の職員・従業員	55.5	62.4	35.2
	就業者計	100.0	100.0	100.0

資料) 労働力調査（2024年）

では高齢期の就業がなぜこのような形をとるのか、また就業実態がどうなっているかを見てみよう。本調査も労働力調査とほぼ同じ傾向となっているが、男性の自営業者比率が高く、女性では非正規職員比率が高くなっている。その意味では高齢期の就業の特徴がいっそう強調されている。また現役時代の働き方が高齢期の働き方とつながっていることが示されている。最長職・自営業者の67.4%が今も自営業者として働いており、最長職・役員は72.7%が現職も役員となっている。最長職・非正規職員は95.4%が今も非正規職員である。定年制のある最長職・正規職員だけが正規職員ではなく、78.6%が非正規職員に移行している。非正規雇用は現役時代のさまざまな階層からの高齢期の受け皿となっている。「後期高齢」期には自営業者が多くなつておる、高齢者の最終的な就業の場となっている。（表2）

表2 性別・最長職の従業上の地位別現在の従業上の地位別就業者（%）

	自営業者	役員	正規職員	非正規職員	計
男	40.7	12.5	6.5	40.4	100.0
女	10.8	4.0	4.7	80.5	100.0
最長職・自営業者	67.3	3.5	1.2	14.0	100.0
最長職・役員	4.3	72.7	1.7	21.4	100.0
最長職・正規職員	6.2	3.2	12.0	78.6	100.0
最長職・非正規職員	1.4	—	3.2	95.4	100.0
計	30.1	9.5	5.9	54.7	100.0

体力や健康上の問題を抱えている高齢者の1日の就業時間や1週間の就業日数は平均的には現役の就業者より短めの1日6時間、週4日程度となっている。ここでも自営業者と非正規職員は対照的な働き方になっている。自営業者は9時間以上や6日以上の比率が高く、他方、非正規職員は4時間以下や3日以下の比率が多くなっている。これは自営業者には年金等の事情で就業時間を長くして収入を増加させるモチベーションが働くのに対して、非正規雇用の場合は高齢者の健康等の要因に加えて、初めから穴埋め的な短時間雇用として利用されているからであろう。

これは稼働収入の大きさに連動している。表3のように、就業時間の長い役員や自営業者は月額収入で30万円以上の比率が高く、他方で非正規職

員は5万円未満(20.2%)や5～10万円未満(46.8%)など低収入の割合が多くなっている。非正規職員の収入の低さは非正規職員比率の高い女性の稼働収入を反映したもので、年金、雇用、ケアのあり

方などジェンダーバイアスの結果であろう。正規職員の収入は10～20万円未満が44.3%とピークになっており、稼働収入は自営業者や役員と非正規雇用の中間に位置している。

表3 従業上の地位・雇用形態別1ヶ月の賃金等の収入

(%)

	5万円未満	10万円未満	20万円未満	30万円未満	30万円以上	計
自営業者	13.0	12.7	24.9	17.8	31.6	100.0
役員	4.3	10.4	26.1	21.7	37.4	100.0
正規職員	7.1	17.1	44.3	20.0	11.4	100.0
非正規職員	20.2	46.8	27.2	5.0	0.9	100.0

こうした働き方について高齢者はどう評価しているのか。ここでは①賃金・収入、②労働時間・休日、③労働環境、④人間関係、⑤経験・能力の活用度、⑥仕事内容・やりがい、⑦仕事全般の7項目について、満足度を5段階(「満足」5、「やや満足」4、「普通」3、「やや不満」2、「不満」1)で評価している。その結果は、①賃金・収入2.81、②労働時間・休日3.09、③労働環境3.12、④人間関係3.34、⑤経験・能力の活用度3.28、⑥仕事内容・やりがい3.43、⑦仕事全般3.30となった。①賃金・収入など仕事の客観的条件に対する評価が低く、他方、⑥仕事の内容・やりがい、④人間関係など主体的な評価が高くなっている。主体的な評価が労働条件の悪さを補って、仕事への総合評価を3.30と若干あげている。いずれにせよ高齢者の働く現状に対する評価は賃金・収入への不満を除けば、良くも悪くもなく「普通」と受けとめられている。

### 3. 高齢者はなぜ働き続けているのか

高齢期の就業を規定しているのは定年制度や公的年金制度の受給開始年齢などである。60歳定年制が多数の時代には65歳の年金受給開始年齢とのギャップをどう埋めるかが大きなテーマになっていた。定年後も年金受給年齢までは働くしかなかったが、その働き方は再雇用制度によって賃金・労働条件を大幅に下げられての再雇用であった。2025年度からは65歳までの雇用機会の確保が義務化されたが、賃金・労働条件を切り下げる再雇用制度が維持され、「70歳までの就業機会の確

保」が事業主の努力義務化された。しかし、ここでの「就業機会」はさらに賃金・労働条件が低く設定され、雇用ではなく業務委託契約や社会貢献事業への参加まで含まれている。雇用機会の質を問わなければ、定年制度と年金受給開始年齢とのギャップは一応解消することになったが、高齢者は改めて自己の年金額と必要生活費とのギャップに向き合うことになった。

ちなみに2023年度における厚生年金と国民年金を合わせた受給額の分布は、月額10万円未満21.2%、10～15万円未満31.2%、15～20万円未満31.3%、20万円以上16.3%、平均14万6,429円となっている。(厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」)これに対して、65歳以上の無業の高齢者世帯の家計収支は夫婦のみ世帯の場合は月34,058円、単身世帯では月27,817円の赤字になっている。(総務省「家計調査」2024年)つまり年金収入だけでは家計がまかなえていないのである。年金受給後も続く必要生活費とのギャップは、この間の物価高によって稼得就業による収入増へのインセンティブをいっそう強めていると思われる。

65歳以上の就業増はこのような事情の下で起きている。本調査でも高齢者の就業継続の意識は高い。働いている高齢者の85.1%はこれからも働き続けるとしている。何歳まで働きたいかは、「75歳くらいまで」が28.3%、「健康である限りずっと」が26.6%、「80歳くらいまで」が23.4%などとなっており、70歳以降も就業継続意識が高くなっている。これは年金と生活費のギャップが今後長期に

わたって続くという見通しなかで稼働所得の確保が「選択」されているということである。

したがって就業理由でも「経済上の理由」(年金などの収入が少ない)が55.4%と一番多い。この「経済上の理由」は、「貯金なし」(74.8%)、「ローンあり」(74.3%)、収入で家計が賄えない(72.1%)、世帯年収200万円未満(67.9%)など困窮層ではさらに高く、現在の経済的逼迫がそのまま就業へとつながっている。これを従業上の地位別にみると、「経済上の理由」が高いのは自営業者と非正規職員となっている。いずれも年金等の老後保障の脆弱さがこの理由での就業を「選択」させていると思われる。(表4)

表4 性別・年齢別就業理由 (%)

	経済上の理由	健康上の理由	時間に余裕	社会参加	いきがい	その他
計	55.4	9.9	5.4	9.1	16.5	3.8
男	56.2	10.1	5.5	7.9	16.2	4.1
女	54.0	9.5	5.2	11.2	17.0	3.2
65～69歳	63.2	6.0	7.0	7.0	14.5	2.3
70～74歳	54.1	10.1	4.9	10.6	15.1	4.4
75歳以上	47.2	13.5	4.0	9.8	20.7	4.8

一方、「いきがい」(16.5%)、「健康によい」(9.9%)、「社会参加」(9.1%)、「時間に余裕」(5.4%)などの非「経済上の理由」は75歳以上になると「経済上の理由」を上回っている。高齢期において何故、非「経済上の理由」による仕事(収入を得るための)なのであろうか。それは非「経済上の理由」ではあっても、稼得をともなう「仕事」として提供されることや社会的分業の一端を担う「仕事」として認められることへの選好だと思われる。こうした選好の背景には、現役時代の仕事中心の生活の仕方が強く影響していると思われる。

結局、働くことは高齢者を幸福にしているのであろうか。一般的に主観的幸福感は、生活の現状に対するトータルな評価だと言われている。本調査の結果では「幸せ」(47.9%)と「普通」(45.4%)が大多数を占めているが、働いているか否かでは幸福感にほとんど差がない。しかし、「経済上の理由」によって就業している場合には幸福感が低くなっている。また年収が上がるほど幸福感は高くなっている。社会活動への参加も幸福感を高めている。これらが示しているのは「経済上の理由」

に強制されない働き方や社会活動への参加、所得保障水準の高さが幸福感を高めているということである。

#### 4. 「高齢者総働き時代」の無業高齢者の生活

働く高齢者が増えたとはいえば65歳以上の7割以上は働いていない。増えた65～69歳でもまだ5割弱は働いていない。就業への誘導が強まるなかで働いていない高齢者にどのような特徴があるかをみるとことにしてよう。

その第1は、75歳以上の高齢者が多いことである。第2に、家族構成は男性の場合には「夫婦のみ世帯」(48.7%)や「夫婦と未婚の子のみの世帯」(21.9%)が多く、女性は「単独世帯」(34.2%)や「ひとり親と未婚の子のみの世帯」(10.1%)などが多くなっている。第3に、健康状態の悪い高齢者が多く、就業によって収入増を図ることが難しくなっている。第4に、最長職は正規職員(65.9%)が多く、そのため年金や貯金を取り崩せばなんとか生活できるとしている。しかし女性は非正規職員比率(24.0%)も高く、男性に比べて年金が低くなっている。

世帯の収入(複数回答)については「年金(老齢年金)」(83.9%)がほとんどで、それを「その他の社会保障(遺族年金、障害年金、障害等手当、失業保険)」(20.3%)や世帯員の仕事収入(24.8%)、生活保護(6.2%)などが補っている。世帯収入は200万円未満が46.1%を占めている。そのため家計が賄えない者も35.6%と多く、経済状態が「苦しい」とする比率は就業の世帯より6.9ポイントも高くなっている。

働いていない理由の第1は、「社会活動に時間を使いたい」や「趣味など好きなことに時間を使いたい」など仕事以外の価値を優先させているが約7割、第2は「年金や貯金を取り崩せば生活できる」、「働かなくても生活できる資産をもっている」など一応経済的にはなんとかなるが約6割、そして第3は健康、介護等で仕事ができないで、これが4割強となっている。生活に余裕のない高齢者を含めて仕事以外の価値を優先させる生活がしたいからの比率はかなり高い。それは本調査の対象

がさまざまな社会活動団体を通して集められたことと無関係ではないだろう。

そうした思いは実現できているのであろうか。社会活動等への参加は無業者の方がおしなべて高くなっている。反対に、働いている高齢者の社会活動参加率は地縁的活動を除けば低く、また社会

活動を「全くしていない」が多くなっている。働き続けることで各種の社会活動や趣味活動への参加が低調になっており、何かあったときに頼れる家族以外の人の割合はむしろ無業の高齢者の方が高くなっている。このように高齢期就業は社会的ネットワークを脆弱化させている。(表5)

表5 仕事の有無別社会活動への参加（複数回答）

(%)

	ボランティア活動	町内会など地域活動	趣味のサークル	健康・スポーツ団体	勤務先のOB会	社会活動（生協、労組等）	全くしていない
仕事なし	32.8%	30.2%	32.0%	17.6%	7.0%	62.8%	13.4%
仕事有り	18.2%	34.8%	17.0%	9.8%	3.4%	40.0%	28.0%

## 5. 高齢者は高齢期をどのように過ごしたいのか

このように就業の実態は「健康で意欲的な高齢者が、良質な労働力として年齢にかかわりなく活躍」し、「心身ともに豊かな暮らし」をしているとはとても言えないものであった。では高齢者はどのような働き方や高齢期の過ごし方を望んでいるのだろうか。この問いは働かない高齢期という選択肢がますます狭められている今日では、一段と切実な問題となっている。本調査で無業の高齢者を含めて、高齢期の望ましい働き方として「選択」されたのは、「パートなどで日数や就業時間を減らして働く」(34.2%)、「自営業として働く」(20.3%)、「ボランティアなど」(20.3%)、「正社員として働く」(7.3%)、「シルバー人材センター等での臨時・短期の仕事をする」(7.0%)などとなっている。

現実的な選択肢から選ぶとすると、「正社員」のような働き方や「臨時・短期」の働き方ではなく、高齢者の体力や健康など個別的な事情に対応でき、しかもコンスタントに働くことのできる「パート」や「自営業」が選ばれていると思われる。また「ボランティアなど」の利他的な働き方への意向もうかがえる。ここでの「望ましさ」のポイントは高齢者の個別的な事情に応じて自律的に決定できる働き方であるが、そのような自律的選択を可能にするには社会保障・社会福祉が欠かせない。

次に、望ましい高齢期のあり方については、「働き続けること」(48.0%)、「収入を得るための仕

事ではない形で働くこと」(25.8%)、「仕事以外のことに時間を使うこと」(22.4%)、「働き続けるべきではない」(3.8%)となっている。望ましい高齢期像は「収入を目的とする仕事」志向と「収入を目的としない仕事」志向と脱仕事志向の3つに分かれている。これら3つの高齢期の過ごし方は、地域社会の維持や再生産とも関連しており、この間の急速な「収入を目的とする仕事」への組み込みは、「収入を目的としない仕事」への就業を減少させて地域社会の維持に欠かせないさまざまなボランタリーワークを縮小させている。また趣味やスポーツなど脱仕事の諸活動に対しても抑制的な作用を及ぼしており、コロナ禍の影響も加わって文化・スポーツ系のサークル活動等への参加が大幅に減っている。

3つの高齢期像のどれか1つの志向に収斂させることが望ましいあり方ではなく、個人的にも社会的にも3つの志向がバランスのとれた形で行われる必要があるだろう。特に現役時代と同じように働き難くなる高齢期において「収入を目的とする仕事」の圧力が強くなりすぎて、「収入を目的としない仕事」志向や脱仕事志向が縮小することのないように、社会保障による生活と健康の維持の保障をむしろ強める必要がある。

## 6. 「生涯現役社会」化は勤労者の高齢期生活に何をもたらしているか

第1に、急増する働く高齢者の仕事と生活の実態から見えてきたのは、低収入の非正規雇用と年金などの低社会保障とがドッキングした新たな暮

らし方が広がったことである。この新たな生活様式は社会保障給付の縮減や生活費の高騰を「仕事による収入」の引き上げで対応しようとするものである。だがこの生活様式の下では低収入で不安定な非正規雇用や非雇用型の就業が長い高齢期にわたって続くという選択肢しかなく、それが「生涯現役」という暮らし方になっている。

この生活様式は就業収入によって家計を若干改善しているが、それでも経済的に「苦しい」が3割強、「余裕はないが生活していくには困らない」が6割弱、「余裕」が1割と言う結果になっている。「生活していくには困らない」と回答しながらも、消費支出の光熱費（51.3%）、食費（42.3%）、医療費（32.5%）などや介護保険料（54.0%）、国民健康保険料等（40.2%）、消費税（35.7%）などの非消費支出の負担感に悩まされている。また働けない高齢者をさらに厳しい経済的苦境に追い込んでいる。無業者の3分の1は「食費を切りつめ」る極貧を経験している。これが「心身ともに豊かな暮らし」の実態である。

第2は、非正規雇用と並んで高齢期に増える自営業者型の老後の抱える課題である。自営業者は資本主義のもとで雇用労働者型の働き方が拡大するなかで、都市でも農山漁村でも減少している。高齢期の働き方としては個々の事情に合わせて仕事ができることなどから非正規労働とは別にもう一つの選択肢になっている。公的年金を当てにした高齢期の生活設計ができない点では非正規労働とも共通しており、それが高い就業継続意思となっている。しかしフル稼働による収入増という働き方は何時までも続かない。体力や健康状態など加齢にともなって「仕事からの収入」は落ちてくる。稼働能力が低下したステージにおける対応が現行の社会保障の仕組みを前提とした場合の自営業者型の働き方・くらし方の一番の難問となっている。

廃業した後は非正規雇用に移行するか、生活保護のような非社会保険型の所得保障で対応するしかない。しかし、生活保護はミーンズテストやそれに付随するステイグマなどもあってハードルは高い。「最低保障年金」などを含めて新たな所得保障の仕組みをどのように構想し、具体的な制度

として実現するかが課題となっている。

第3は女性をいっそう苦境に追い込んでいることである。非正規雇用と低社会保障が結びついた新たな生活様式の問題は女性に顕著に表れている。就業者の8割が非正規職員であり、その4割強が短時間就労者となっている。稼働収入も少ないと公的年金等の社会保障給付も少ないと個人年収200万円未満が77.5%を占めている。少ない「仕事からの収入」でも止めれば生活が成り立たないので仕事の継続意思は極めて高い。しかし、女性の場合には仕事と並んで病気や介護などの家事・ケアの問題がある。そのため「自分が病気や介護が必要になること」への不安は88.9%と際だって高くなっている。

こうした女性の非正規雇用の高さは家事・ケアとセットになった短時間・低賃金の働き方がもたらしたものである。高度成長期の家族モデルは夫と子どもを専業主婦が支えるとされたが、夫の「家族賃金」では膨張する家計を賄えず、妻の「家計補充的」労働が不可欠になっていた。こうして女性の最長職・非正規職員というカテゴリーが生まれたが、1990年代以降に「家族賃金」が解体されると、正規職員の夫の低くなった「個人賃金」と家事・ケアと仕事の両方を担う非正規職員の妻の「最低賃金」という組合せが広がることになった。今日、高齢期になり、単独世帯など配偶者を欠く世帯が増えてくると、最長職・非正規職員というキャリアによる低年金と現在の非正規職員という低収入が合成され、さらに自らの家事・ケアの問題への対応を迫られるという深刻な生活困難に直面することになった。

## おわりに—安心できる高齢期への課題

稼働所得と低社会保障給付がセットになった暮らし方が標準になりつつあり、その中で働けない高齢者がさらに追い詰められていることを明らかにした。無理をして働かなくても安心して過ごせる高齢期のために、調査結果が示唆する課題のいくつかにふれて稿を閉じることにする。

その1つは高齢期就業の典型ともなっている非正規雇用への対応である。高齢期になると体力や健康上の理由などで就労日数や就労時間が短くな

することは避けられない。現状のように短時間労働が即非正規雇用という劣位の労働条件と結びつけば、高齢労働の多くはそのまま低賃金不安定労働ということになる。2025年度から努力義務化される「70歳までの就業機会の確保」の中身は賃金・労働条件がさらに低く設定されるだけでなく、非雇用の就業や社会貢献への参加まで想定されている。これでは高齢期就業はいっそう低賃金不安定労働化する。これを解決するには、少なくとも短時間労働という働き方が不利にならないように社会的規制を強化する必要がある。女性の就業に対するジェンダーバイアスの是正を含めて、正規職員との格差が生じないような短時間労働へと転換させた上で、短時間労働の結果としての収入が高齢期生活の窮乏へとつながらないようにするには、社会保障・社会福祉による対応が欠かせない。

2つは、その社会保障・社会福祉に関連して、公的年金など現在の所得保障の低さや不備への対応である。現状は現役時代の働き方が低年金につながり、それが不本意な仕事による収入の確保や必要な医療・介護サービス等の利用抑制をもたらしている。低年金を補う現行制度としては前述の生活保護のような所得保障があるが、厳格なミンズテストなどによって十分に機能していない。現行の年金制度などから取り残された人びとに対応するには、「最低保障年金制度」（全日本年金者

組合）のような新しい年金制度が必要となっている。また中長期的には現役時代の「生産的労働」への「貢献」だけを反映する現在の年金制度のあり方を変える必要があると思われる。現役時代の格差を容認し、再生産する年金制度ではなく、すべての人びとに「健康で文化的な」高齢期を保障する所得保障の仕組みをどうつくるかが課題となる。

3つは、家事・ケアなどに対する社会サービスや社会福祉に関わる問題である。勤労者生活の維持・再生産はさまざまな社会サービスや社会福祉の支えなしには成り立たない。にもかかわらずこの部分は家族（女性）の私的対応（自助）に委ねられ、そのことが高齢期における女性の貧困や生活困難を生み出している。これは高齢女性だけの問題ではない。コロナ禍のなかで再確認されたように社会サービスや社会福祉が機能しないと働くことも社会的活動を続けることもできなくなる。財政困難を理由にこの間公共サービスや社会保障・社会福祉の削減が進められ、医療や介護サービスだけでなく各種の公共サービスが利用しにくくなっている。今必要なのはむしろ生活の社会化、公共化を促進させる政策であり、高齢期に病気や要介護状態になっても地域で安心して生活できる状態にすることである。

（はまおか まさよし）